

---

---

Quarterly "Urbanization" 2020 vol.3

## 季刊「都市化」2020 vol.3

---

---

### BREXIT（イギリスのEUからの離脱）の衝撃 — その経緯と現状 —

公益財団法人 都市化研究公室 監事 関屋 宏彦

2020年7月

公益財団法人 都市化研究公室

Research Institute of Urbanization

本レポートは原則として発表時における情報に基づき作成されております。  
内容についての問い合わせは、当財団事務局までお願いします。

---

---

## BREXIT（イギリスの EU からの離脱）の衝撃

## — その経緯と現状 —

2020年7月

公益財団法人 都市化研究公室 監事 関屋 宏彦

## 目次

はじめに .....	1
1. EU 離脱決定に至った経過 .....	2
2. イギリスが EU からの離脱を選択した底流にあるもの .....	3
3. BREXIT 決定(2020年1月31日)後の交渉経過と問題点(6月末現在) .....	6
4. 今後の注目点 .....	8
【付属資料】	
1. 欧州連合(EU) 略史 .....	11
2. BREXIT に係るイギリスおよび EU 諸国の最近の動向 .....	12
3. イギリスについての補足データ .....	13
4. メイ前首相とジョンソン首相が EU と合意した BREXIT 案の対比 ..	14

## はじめに

2016年6月23日、イギリス政府は BREXIT の是非を問う国民投票を実施したが、その意に反し、52%対48%の僅差で離脱の意思が示された。その後の政治的混乱を経て、2020年1月31日に、イギリスは EU から正式に離脱した。現在、激変緩和のための移行期間にあり、2020年末迄に、将来関係をめぐる協定を締結するため協議を実施中である。BREXIT の衝撃がもたらす事態は、独りイギリスの政治・経済・社会にとっての得失の評価に止まらず、統合の深化・拡大に向かって邁進してきた EU が抱える問題点を見直す契機にもなるであろう。時恰も、米中両大国間の対立激化に加え、COVID-19 のパンデミックの拡大などによって、世界的に社会経済的混乱が深刻化する時期と重なり、BREXIT 後のイギリスの海外展開が新たな国際秩序の形成に如何に寄与するのか、注目される。

2020年6月末現在、BREXIT に係るイギリスと EU の協議は続行中であり、本稿では、主にこれまでの展開について概説し、先行きの展望については、別稿に譲ることとしたい。

## 1. EU 離脱決定に至った経過

イギリスは、EU の前身の欧州共同体(EC)の設立に 6 年遅れ、1973 年より参加して以来、47 年の時を経て、2020 年 1 月 31 日に、EU から離脱した。現在、イギリスと EU は、激変緩和のために 2020 年 12 月 31 日まで移行期間を設け、その間に通商関係などの将来関係について協議を進め、協定を締結する運びになっている。

前身の EC は、2 度の世界大戦を経て、欧州各国が緊密に統合することで域内の戦争を防止しようとする政治理念が原点にある。その後、冷戦による東西対立時代および冷戦崩壊・東欧諸国の民主化・東西ドイツの統一を経て、1993 年、EC を改組して EU が発足した。域内でのヒト、モノ、サービス、資本の 4 つの移動の自由を保証する「単一市場ルール」のもとで統合を進め、1968 年に完成した「関税同盟」および 1999 年に導入した「単一通貨ユーロ」等を併せ、EU は統合深化を図ってきた(資料 1 EU 略史参照)。

しかし、英国は、2 章で述べるように、英連邦諸国やアメリカとの歴史的関係、および固有の主権国家観などから、予てより EU の統合深化への反対意見は根強いものがあり、EU による国境検査を撤廃する「シェンゲン協定」(1985 年)や「単一通貨ユーロ」には参加しなかった。

2004 年以降、EU が旧共産圏の東欧諸国の民主化を支援し、その加盟を積極的に推進して東方拡大を図った折、当時のイギリスの労働党ブレア政権は、東欧諸国・バルト三国などから積極的に移民を受け入れた。しかし、2010 年前後から、ユーロ危機によって欧州経済が長期間停滞し、イギリスの主権ではコントロール出来ない EU 移民(特に東欧諸国・バルト三国から)が急増したため(資料 3-4 参照)、EU に懐疑的な世論が顕在化しつつあった。更に、シリア等から 2015 年だけで 100 万人を超える難民が流入し、「ヨーロッパ難民危機」が発生した。時を同じくして、パリ同時多発テロ事件など、イスラム国などによるテロ事件が多発したため、ドイツ、フランス等でも難民排斥を掲げるポピュリスト政党が急速に伸長するという政治現象が見られるようになった。

そのような状況を反映し、イギリスでも EU 懐疑派やポピュリスト政党が発言力を増したのを受け、2016 年 6 月 23 日、キャメロン首相(当時)は、国論を EU 残留で統一すべく、前年の総選挙の際に公約した BREXIT の是非について国民投票を実施した。選挙戦の過程で、キャメロンを筆頭とする残留派は、離脱の経済的損失を強調したのに対し<sup>1</sup>、ジョンソン(当時ロンドン市長、現首相)が主導する離脱

<sup>1</sup> 英財務省は、2016 年 4 月と 6 月の 2 度にわたり、英国が EU を離脱した場合の影響を分析した報告書を公表した。短期的(2 年後)には GDP(国内総生産)を 3.6%~6%程度押し下げ、ポンドは 12%~15%下落。52 万~82 万の失業者を生むと予測する。さらに離脱決定から 15 年後には、GDP は 5.4~9.5%縮小、政府の年間税収は 450 億ポンド(約 6.7 兆円)減ると見ている(最悪シナリオの場合)。

派は、“Get Brexit Done”のキャッチフレーズのもと、イギリスの国家主権回復を主張する戦略をとった。その結果、大方の予想に反し、国民投票において、52%対48%の僅差で離脱の意思が示されたため、キャメロンは混乱の責任を取って辞任する事態となった。国民に白か黒かの二者択一の選択を迫る国民投票は、営々として築いてきた国際関係を一夜にして激変させる怖さを如実に示した。EU離脱の是非のような国運を左右するような課題については、民意を問う側に、国民への周到な情報提供と理解を得る努力と戦術が必要であることを痛感させられる。然も、国民投票の結果は、僅差であったため、その後の世論は二極化して対立を深め、政権運営は困難を極めた。

2017年7月より、後継のメイ前首相がEUと離脱交渉を行い、EUと2018年11月に合意した協定案に基づき、国会で同意を求めた。しかし、メイ案は、北アイルランドとEU側のアイルランド共和国の国境管理問題について「移行期間完了までに解決策がみつからなければ、イギリスを実質的にEUに部分残留させる暫定的安全策（バックストップ案）」が含まれており、離脱強硬派から、「イギリスのEU残留を恒久化する措置であり、EUに対して譲歩しすぎる」との批判が高まり、国会で修正案を含めて3度否決され、退任の止むなきに至った。

その後、2019年7月、就任したジョンソン首相は、10月にEUに対して、上記のバックストップ案に代わる新たな離脱案を提案し、合意を取り付けることに成功した（EUと合意したメイ案とジョンソン案の対比は資料4参照）。その勢いに乗じ、同首相は12月に総選挙を実施して圧勝し、離脱関連法案について議会の承認を得ることが出来、国民投票から3年半の時を経て、ようやく、2020年1月31日、イギリスはEUから離脱した。同時に、2020年末まで移行期間を設け、その間、激変緩和のためEUの単一市場ルールと関税同盟およびEU法が維持されている。イギリスとEUは、2020年末迄に、将来関係を定める協力協定を締結すべく協議を続行中である。

## 2. イギリスがEUからの離脱を選択した底流にあるもの

イギリスにとってBREXITの経済的損失は、少なくとも短期的には明らかにマイナスと予測され、また、歴史的に移民に寛容で世界に開かれた英国社会が(資料3-2、イギリスの出生別人口参照)、何故、BREXITを選択したのであろうか？前章で述べた国民投票において国民が離脱を選択した底流には、下記のように、“UK in Europe”ではなく、“UK with Europe”を選好する歴史とともに、近年は、EU統合深化・拡大による矛盾点が顕著になってきたことが、BREXITのマグマとして溜まりつつあった。

## 2.1 イギリスは、前身の EC 加盟時以降、入出国管理および通貨主権に関し、イギリスの国家主権を主張

EU 域内の国境検査を撤廃するシェンゲン協定（1985 年発足、1997 年 EU 法に挿入）に、イギリスは加盟せず、独自に入出国管理を行ってきた。また、1999 年に発足した統一通貨ユーロに参加せず、通貨主権、英国ポンドを堅持し、ユーロ圏と異なり、独自の金融・為替政策を行ってきた。

## 2.2 域内での人の自由移動を保証する EU 単一市場ルールのもとで、イギリスは EU からの移民急増を抑制出来ず、近年、特に地方都市で軋轢増大

冷戦崩壊後、2004 年 5 月以降に EU に加盟した旧共産圏の東欧諸国・バルト三国から、2015 年までにイギリスに流入した移民は、678 千人にのぼり、EU からの移民全体の 71%に及んだ(資料 3-4 参照)。それらの移民は、当初は良質な低賃金労働力として歓迎されたが、地方にも移民が急増するにつれ、雇用機会や公営住宅でのイギリス地元民との競合を招くとともに、賃金の抑制効果が働いた結果、低所得労働者層の不満が顕在化しつつあった。それに乗じ、2014 年 5 月の欧州議会議員選挙(5 年毎に実施)においては、EU 離脱を主張するポピュリスト政党のイギリス独立党(UKIP:UK Independent Party)が、得票率 27%で 第一党になり、主流の保守党、労働党に衝撃を与えるとともに、その主張が市民にも一定程度浸透し始めた。

## 2.3 EU の難民危機の対処への不満

2015 年、メルケル首相が、シリア等からの難民 80 万人超の人的受け入れ措置をドイツ独自に断行した。しかし、その頃からイスラム国メンバー等によって EU 内で国境をまたぐテロが急増したことから、結果的にドイツ、フランス等、EU 諸国でも、難民排斥を掲げるポピュリスト政党が台頭し始めた。本来、難民と移民は別次元の問題であるが、イギリスの国民投票時には、離脱派のキャンペーンによって、EU 難民危機とテロ事件は追い風になり、EU 懐疑派の保守党政治家から、「国境管理に対する国家主権を回復することが、イギリスを将来のテロ攻撃から守る」との主張がなされた。

## 2.4 イギリス外交の歴史的立ち位置は、EU 専一ではなく、英連邦およびアメリカとの三方向のバランス重視

**A) 英連邦 (52 カ国, 23 億人) との強い歴史的絆**：一例として、英連邦の市民でイギリスに居住する者には、国政においてイギリス市民と同等の選挙権が付与されている (EU 市民は、地方選挙での選挙権のみ)。

- B) アメリカとの”特別な関係”**：ソ連に対抗するため、1949年、イギリスはアメリカとともに主導して設立した北大西洋条約機構(NATO)によって、ヨーロッパの集団的安全保障体制を確立し、冷戦終結後も東方拡大によって、欧州全域への安全保障体制の拡大に寄与した。また、経済面では、アメリカは約2割を占める最大の輸出先で、第2位のドイツを大きく上回り、サービス貿易を含め、結びつきが強い（資料3-5参照）。
- C) EUとの連携(資料1参照)**：EU諸国と密接な政治的・経済的・人的交流を行ってきた。しかし、主に仏・独が主導したEUの前身、ECの設立メンバーとはならず、また、当時のフランス大統領、ド・ゴールがイギリスの加盟に反対したこともあり、イギリスは6年遅れて1973年から参加が実現した。そのためイギリスは欧州統合深化の主役になり得なかった。参加後も1975年に国民投票を行い、この時は残留が多数を占めたが、既述の通り、“シェンゲン協定”や“単一通貨ユーロ”に参加せず、統合を強めることに反対してきた。

## 2.5 EU体制に内在する構造的矛盾が、ユーロ金融危機以降顕在化するも、改革進まず<sup>2</sup>

- EU加盟国の急拡大によって、設立当初のメンバー国の高いレベルの同質性が保てなくなり、加盟国間の経済格差が拡大する中で、EU域内でのヒト・モノ・カネ・サービスの自由な移動を保証する単一市場の矛盾点が、危機の発生により顕在化した。
- 経済力に差がある加盟国間で人の自由移動が保証されれば、経済水準の低い国から高い国に移民が増加するのは自然の流れであるが、EUの単一市場ルールによる限り、加盟国は主権による移動の制限はできない。更に、次に述べるように、単一通貨ユーロの導入は、益々、域内格差を助長する効果を生み、失業率が高止まりしているスペイン・ギリシャ等の南欧諸国や経済水準の低い東欧諸国から、雇用機会が豊富なイギリスやドイツなどに移民が移動する傾向が強まることになる。
- 通貨統合加盟国における単一通貨ユーロの導入(1999年)は、2010年のユーロ金融危機で示されたように、弱小国にとっては、自国通貨による為替調整によって競争力回復手段を放棄する半面、ドイツ等、強国にとっては、単一通貨ユーロは相対的に為替安となって対外競争力を強め、加盟国間の経済格

<sup>2</sup> 例えば、2020年5月18日、Financial Times、EU問題専門家のWolfgang MunchauのOpinion欄参照。EUの混乱と懐疑主義を打破するため、EU体制の構造的な問題への率直な批判と改革の議論が必要であると指摘。同氏は毎週月曜日のEUに係るOpinion欄担当

差を一層拡大する構造的な要因となっている。他方、EU 各国は、財政主権を保持しており、経済強国から弱小国に対して財政的支援を行うなどの格差調整のメカニズムは、富裕国の納税者の理解を得られず、不備となる。

- 財政主権は各国に留保されていることから、2020年5月、ドイツ連邦憲法裁判所は、「ヨーロッパ中央銀行（ECB）が2015年に量的緩和のためドイツ国債を購入したことは、ECBによる権限の不当行使である」、と判決した。このことは、主権国家の財政主権と ECB を通じて行使する EU の金融権限の矛盾が表面化した一例になる。なお、今般の COVID-19 のパンデミック対応において、財政力に乏しいスペインイタリとイタリアより、医療面・金融財政面での EU から南欧諸国への救済措置が不十分である、との不満が噴出したが、EU 内の南北対立の緩和のための救済措置は、各国に財政主権が残る以上、限界があろう。

### 3. BREXIT 決定(2020年1月31日)後の交渉経過と問題点(6月末現在)

#### 3.1 イギリスと EU の将来関係を巡る交渉経過

2020年1月31日、イギリスは EU を離脱し、同時に激変緩和のため移行期間(transition period)に入った。EU との将来関係を巡る交渉は、3月以降、6月5日までに4回実施したが、双方とも交渉の原則的な立場を譲らず、実質的な進展がない状態が続いている。

6月30日は、イギリスが、EU に対し移行期間の延長申請をする場合の期限(延長する場合、最長期間は2年、2022年12月31日まで)となっている。しかし、6月15日、ジョンソン首相は EU のミッシェル大統領等の首脳とテレビ会談を行い、年内に移行期間を完了することを確認するとともに、9月まで交渉を加速する旨、合意した。2021年1月より、EU と合意して離脱協定をスタート出来るか、または、合意がないまま離脱するのか、今後の交渉に待つこととなる。

#### 3.2 イギリスと EU の将来関係を巡る交渉の焦点と課題

イギリス政府が EU との交渉に先立って、2020年2月27日に発表した「EU との将来関係を構築する方法」“Our Approach to the Future Relationship with EU” (2020年2月27日)によると、包括的自由貿易協定(The Comprehensive Free Trade Agreement)とその他の協定に大別されている。

下記のように交渉の課題は多く、2020年末までに合意しようとするれば、交渉項目を絞り込む必要がある、との指摘が多い。

- 1) 新たな自由貿易協定：双方とも新 FTA により全品目「関税ゼロ」、「数量制限なし」を目指す。しかし、それぞれの立場の違いは大きい。

#### イギリス側の主張

- EU がカナダと締結した包括的経済・貿易協定（CETA, 2017 年 2 月発効）を先例とする。CETA では製品貿易の 98%で関税を撤廃。相手市場に輸出する製品は、相手側の規制に準拠する必要がある。ただ、金融サービスなどイギリス経済の 8 割を占めるサービス分野は、CETA では殆どが対象外のため、金融・サービス分野のアクセスを拡充した包括的 FTA を志向する。
- 金融サービス：イギリスの金融機関が EU 市場で営業活動をするのを認める基準として、イギリスの金融制度が EU ルールに準拠しているかを判定する金融サービスの「同等性評価」を、2020 年 6 月/30 日までに実施する。

#### EU 側の主張

包括的 FTA を結ぶ前提条件として、EU に近接するイギリスのみが競争上、優位にならぬよう、労働・税制・環境・金融規制・政府補助や競争政策などの分野で、公平な競争条件（level playing field: LPF）を確保することを要求

#### 2) その他の協定

- 双方の海域の漁業権や漁獲割り当ての扱い(交渉期限、2020 年 7 月 1 日)
- 航空・陸運・鉄道の接続性、エネルギー・環境関連
- 安全保障や治安、テロ対策の協力体制確保その他

### 3.3 BREXIT 後のイギリス自身の課題

#### 1) EU 単一市場からの離脱に伴うイギリス独自の新たな移民制度の導入

イギリス政府は、移行期間完了後、新たな移民に対し適用する新移民制度の概要を、2020 年 2 月 19 日発表した。それによると、EU と EU 域外の市民とを同等な扱いとし、語学力や必要とされている技能などを、ポイントによって評価し、一定の水準以上の労働者のみに就労査証を発給する制度とする方針。EU 離脱の世論が高まる一因となった東欧などからの移民流入を防ぐ狙いだが、労働者が不足している業界からは、急な移民制限は、深刻な人手不足を招く、との懸念の声があがっている。

## 2) 連合王国分裂（スコットランド、北アイルランドの離反）の回避

## ➤ スコットランドの独立運動の動き

2019年12月の総選挙で、イギリス全体ではEU離脱を主張する保守党が勝利したが、スコットランドでは、スコットランド独立派のニコラ・スタージョン自治政府首相率いるスコットランド国民党（SNP）が59議席のうち48議席を獲得。この勢いを受けてスタージョン首相は、独立の是非を問う住民投票を、スコットランドで再度実施することを認めるようにジョンソン首相に要請した。しかし、2014年に実施したスコットランドにおける独立の賛否を問う住民投票において、独立が否定された実績を受け（イギリス残留 55:独立 45）、ジョンソン首相は、新たな住民投票を拒否している。

## ➤ 北アイルランドの和平合意を後戻りさせ、紛争を再燃させるリスク

イギリスは、EUの隣国の中で、唯一アイルランド共和国と北アイルランドとの間で、地続きで300マイルにわたる国境を接している。北アイルランドでは、プロテスタント系とカトリック系の市民の紛争が30年も続いたが、1998年に和平合意し、「ベルファスト協定」に基づいて、北アイルランドとアイルランド共和国との国境管理を廃止することとなった。両国政府およびEUは、1998年に北アイルランド紛争後に合意した和平合意に基づき、「離脱後も開放的な国境を維持する」ことで合意しているが、今後、BREXITにより国境管理が復活するようなことがあれば、紛争が再燃する恐れがある。

2019年12月の総選挙の結果、アイルランドとの統合を求めるナショナリスト政党への支持が高まっている（9議席を獲得、うち急進派のシン・フェイン党7議席）。他方、メイ前政権で連立を組んだ英国派のユニオニスト政党である民主統一党DUPは8議席に留まった。

また、2020年2月、アイルランド共和国において下院選挙が実施され、北アイルランドとの統合を目指す急進派のシン・フェイン党が第三党に躍進し、北アイルランドのシン・フェイン党との連携を強める動きが懸念されている。

## 4. 今後の注目点

## 4.1 当面する課題

OECDの2020年の予測(2020年6月10日発表)によれば、コロナパンデミックによって世界各国は2020年、前例のない不況に苦しむ中で、特に欧州の落ち込みが大きく、中でもイギリスの実質経済成長率はマイナス11.5%(第2次感染がある場合は14%)と、G7の中で最大のマイナスに陥ると予測している。そのような厳し

い経済環境の中であるが、既述の通り、ジョンソン首相は EU の首脳との 6 月 15 日の協議で、既定の方針通り、本年末までとなっている移行期間の延長申請は行わないことを確認した。しかし、残された短期間では FTA 等が合意できずに「合意なき離脱」(No Deal Brexit)となり、経済が混乱するリスクが懸念されている。世論調査の代表的機関の YouGov による 3 月 28 日の調査によると、イギリスでのコロナ感染の深刻化を反映し、BREXIT よりも、健康と経済対策に関心が集中している。ジョンソン首相の EU との交渉方針に世論の支持を得られるかは、コロナ感染と経済的ダメージの収束見通し次第であろう。そのような中、7 月から EU の議長国となるドイツのメルケル首相とどのような妥協点を見出せるか、注目される。

#### 4.2 BREXIT 後のイギリスの EU 以外との通商協定締結の動向<sup>3</sup>

経済外交の戦略的手段となる FTA 交渉などの通商協定の締結は、EU 離脱後はイギリス独自に交渉・実施が可能となる(但し、協定発効は移行期間完了後となる)。イギリス政府は、BREXIT 後の新たな国際環境をにらみ、“Global Britain”なるコンセプトによって、その具体的な戦略を形成しつつある。

アメリカとの交渉：2020 年 5 月 5 日に開始。イギリスにとってアメリカは、最大の財・サービスの輸出相手国であり、貿易黒字国であるため(資料 3-5 参照)、早期に合意をめざす。

ラーブ外相は、2020 年 2 月に日本とオーストラリアを訪問し、EU 離脱後のアジア・太平洋外交重視を強調した。6 月 9 日、日本と交渉を開始し、日・EU 間 EPA をモデルとして交渉を急ぐとともに、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)への加盟を目指す方針を表明した。更に、6 月 17 日、オーストラリア、ニュージーランドとの交渉を開始した。

#### 4.3 流動化する国際情勢下での BREXIT 後のイギリスの外交戦略

国民投票で BREXIT を選択した 4 年前には、米中両国の貿易および政治の対立が今日ほど激化することを想定する向きは少なく、また、2020 年に入ってから突発した COVID-19 の世界的なパンデミックの拡大により生じた深刻な健康被害と経済的打撃は想定外のことであった。BREXIT 後の国際的なイギリスの立ち位置は、そのような新たな構図に立って注目する必要があるだろう。上記のような当面の FTA 交渉とともに、中長期的には、シンガポール、マレーシア、インド・南アフリカなど、英連邦諸国との外交・経済連携の強化が注目される。

<sup>3</sup> 2020 年 6 月 13 日、イギリス政府、“Global Britain: delivering on our international ambition”，など参照

更に、2020年5月28日に中国人民代表大会が「香港国家安全法」の制定方針を採択したことに対し、旧宗主国として「1国2制度」を50年間保障することで中国と合意した英国は、反対姿勢を鮮明にした。6月17日、日米欧の主要7カ国(G7)外相は、中国による「香港国家安全法」の制定方針に「重大な懸念」を示す共同声明を発表したが、今後、アメリカのみならず、西側諸国の対中政策の変化を予感させる。こうした文脈の中で、BREXIT後にイギリスが具体化しつつある”Global Britain”なる外交戦略は、日本が推進するTPPとの連携などとも関連し、新たな国際的な秩序形成に寄与する可能性をはらんでおり、その動向に注目したい。

## 【付属資料】

## 1. 欧州連合(EU) 略史

EU加盟国：2020年2月1日現在、イギリスが離脱後、27か国

ユーロ導入国：19カ国（不参加の8カ国：デンマーク；スウェーデン；チェコ・ハンガリー・ポーランド；ブルガリア・ルーマニア・クロアチア）

## EU 略史およびイギリスの EU 関係

年	EU 略史	イギリス関連
1952	欧州石炭鉄鋼共同体設立（仏・独・伊および BENELUX3 国）	欧州合衆国構想
1958	欧州経済共同体 EEC、欧州原子力共同体 EAEC 設立	
1967	3 共同体の執行機関統合。欧州共同体 EC 発足	
1968	関税同盟完成	
1973	イギリス、アイルランド、デンマークの EC 加盟	1975, 国民投票実施, EC 残留
1979	欧州通貨制度 EMS 発足。欧州議会初の直接選挙実施	
1981	ギリシャ EC 加盟	
1985	BENELUX3 国と仏、独で*シェンゲン協定調印、国境検査撤廃	イギリス不参加
1986	スペイン、ポルトガル EC 加盟	
1987	「単一欧州議定書」発効, 1992 年迄に単一市場完成目標	
1990.10	東西ドイツ統一	
1992.12	域内市場統合完成	
1993.11	EU 基本条約（マーストリヒト条約）発効。欧州連合 EU 発足	
1994.1	欧州経済領域 EEA 発足 (ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)	
1995.1	オーストリア、スウェーデン、フィンランド加盟	
1998.6	欧州中銀 ECB 発足	
1999.1	欧州通貨同盟第3段階への移行（単一通貨ユーロの導入）	イギリス不参加
1999.5	アムステルダム条約発効（マーストリヒト条約を大幅に修正）、移行期間は5年。*シェンゲン協定をEU法に包摂。	英・愛、シェンゲン協定不参加
2002.1	ユーロ紙幣・硬貨の流通開始	
2002.7	欧州石炭鉄鋼共同体 ECSC 解消	
2004.5	中東欧 8 カ国とマルタ・キプロスの 10 カ国加盟	
2007.1	ブルガリア、ルーマニア加盟； 2013.7 クロアチア加盟	
2009.12	リスボン条約発効、現在の EU 基本条約。自発的脱退規定導入	
2010～	ユーロ危機発生	

2014 年以降、中東紛争等による難民急増、IS 等によるテロが急増

(注\*) シェンゲン協定加盟国：EU 加盟国 22 + 非 EU 国 4 (ノルウェー、スイスなど)

## 2. BREXITに係るイギリスおよびEU諸国の最近の動向

	イギリス	EU・EU諸国	アメリカ等
2016年以前	<p>2014年</p> <p>5月、欧州議会選挙で、EU離脱を主張するイギリス国民党(UKIP)が第一党に躍進</p> <p>2016年</p> <p>2月、キャメロン前首相、EU首脳と、イギリスをEU基本条約の統合深化の目標の例外とする等の改革案について合意</p> <p>6/23、U離脱を問う国民投票実施、離脱52%、残留48%。キャメロン首相辞任</p> <p>7/13、メイ首相(前内相)就任</p>	<p>2015年</p> <p>ヨーロッパ難民危機深刻化</p> <p>9月、メルケル首相、シリア等から80万人以上の難民受け入れ決定</p> <p>2016年</p> <p>以降、ドイツ、フランス等で移民・難民によるテロが続発。移民反対の世論が高まり、ヨーロッパ各国で極右政党が台頭</p>	<p>2016年</p> <p>11/8、アメリカ大統領選挙、トランプが勝利</p>
2017年	<p>2/1、下院、圧倒的多数でEU離脱法案可決</p> <p>2/2、政府、EU離脱方針(White Paper)発表</p> <p>3/29、EUに正式離脱通告、交渉期限は原則2年以内</p> <p>6/8、総選挙実施、保守党過半数割れ(13減、318)、労働党増加(30増加、262)。北アイルランドの民主統一党との連立により政権維持</p> <p>6/19、UK-EU、BREXIT第1回交渉開始</p>	<p>2月、「カナダEU包括的経済貿易協定」発効</p> <p>4月、フランス大統領選挙、決戦投票でマクロン(共和国前進REM)を選出</p> <p>6月、フランス国民議会選挙でREMと共闘する「民主運動」が勝利するも、6月に財政緊縮策実施により、支持率急落</p> <p>9月、ドイツ連邦議会選挙で連立与党が低迷、移民反対の新興右派政党AfDが躍進</p>	<p>1月、トランプ大統領就任</p> <p>1/23、TPPから離脱</p> <p>6月、「地球温暖化防止パリ協定」からの離脱表明</p>
2018年	<p>11月、メイ首相、EUと離脱協定案で合意</p>	<p>10月、ドイツ地方選挙で与党CDUが低迷、メルケル首相は続投するも党首を辞任</p>	<p>米中貿易摩擦激化</p>
2019年	<p>1-3月、下院がメイ首相のEUとの離脱合意案を3度否決</p> <p>7/24、メイ首相退任、ジョンソン首相就任</p> <p>10/17、ジョンソン首相、EUと新たな離脱協定案で合意</p> <p>10/29、下院が「解散法案」を可決</p> <p>12/12、総選挙実施、与党保守党が圧勝</p>	<p>12月、ミシェルEU大統領とフォンデアライエン欧州委員会委員長就任</p>	<p>2月、日本EU経済連携協定発効</p>
2020年	<p>1/9、下院がEU離脱関連法案を可決</p> <p>1/31、EUが承認し、イギリスはEUを離脱(但し年末まで、激変緩和のため移行期間)</p> <p>3月、イギリスとEUの将来関係を巡る第1回交渉、4月第2回交渉、5月第3回交渉</p> <p>6/1-5、第4回交渉</p> <p>6/15、ジョンソン首相、EU首脳と離脱期限延長をEUに要請しないことを確認。離脱協定の年内合意を目指し、7-9月に交渉を加速。</p>	<p>3月、ヨーロッパでコロナ感染拡大。EU内外および域内の人々の移動制限。コロナ緊急経済対策をめぐり、EUの南北対立激化</p> <p>3/18、ヨーロッパ中央銀行(ECB)「パンデミック緊急資産購入プログラム」により緊急量的緩和策実施</p> <p>5/5、ドイツ連邦憲法裁判所が、2015年ECBが導入したユーロ圏各国の国債購入政策は違法と判決</p>	<p>1月より、世界的にCOVID-19のパンデミック拡大。感染被害と不況深刻化</p> <p>5-6月、イギリスは、アメリカ、日本、オーストラリア、ニュージーランドとFTA交渉開始</p> <p>5/28、中国全人代が「香港国家安全法」の制定方針を採択</p>

## 3. イギリスについての補足データ

1) イギリスの地域別人口：正式名称は、The United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland. Great Britain は、England, Scotland, Wales からなる。

2018年	UK	England	(Greater London)	Scotland	Wales	Northern Ireland
百万人	66.4	56.0	(8.4)	5.4	3.1	1.9
構成比%	100	84.3	(12.7)	8.1	4.7	2.8

資料：Office for National Statistics, UK

2) イギリスの出生国別人口（2015年3月末の居住者；単位千人）

全人口	UK 生まれ	UK 以外		
		EU27	その他（うちアジア）	
64,265	55,642	8,569	3,183	5,387 (2,743)
100%	86.6	13.3	4.9	8.4 (4.3)

注：UK 生まれには、移民も含まれる点に留意 データ：Office for National Statistics, UK  
 8人に1人(13.3%)の860万人が外国生まれで、そのうち三分の二がEU27か国の出身者。  
 外国生まれの居住者のトップファイブ：1 ポーランド(2004年比8倍)、2 インド(2004-2014年はトップ)、3 パキスタン、4 アイルランド、5 ドイツ

3) 国民投票時の成長率、老齢化指標（EU、日本政府統計）

	名目 GDP 伸び率 (2016/2010 %)	人口伸び率 (2016/2010 %)	老齢人口比率 (2015 %)
イギリス	108	104.5	17.7
ドイツ	101	103.0	21.0
フランス	93	102.9	18.4
日本	87	99.5	26.6

4) EU(27か国)―UK間の移民の動向（欧州議会調べ：居住市民数）

	2015年(千人)	2015 - 2005(千人)	2015/2005 (%)
UKに居住 EU市民	2,883	+ 956	150
（うち東欧11か国）	(1,213)	(+636)	(210)
EU内 UK市民	1,216	+ 269	128

東欧11か国(2004/5以降加盟)からの流入は全体の67%で、近年の急増の主因。若年層(25-34歳)が多く、非熟練労働への就業が多い。就業率は英国人平均より高い。

5) イギリスの対EU27か国および世界貿易（2018年：金額単位、十億ポンド）

	輸出				輸入				収支 (A-B)
	財	サービス	計 A	構成比%	財	サービス	計 B	構成比%	
EU27	170.7	120.3	291.0	45.3	265.0	92.4	357.4	52.6	△66.4
独	35.6	20.4	56.0	8.7	67.2	11.3	78.6	11.6	△22.6
仏	24.1	17.6	41.7	6.5	28.7	15.7	44.4	6.5	△2.7
蘭	26.5	17.8	44.3	6.9	41.9	7.4	49.3	7.3	△5.0
EU域外	174.1	177.1	351.2	54.7	222.2	100.4	322.6	47.4	28.6
米	51.9	69.0	120.9	18.8	41.1	35.5	76.6	11.3	44.3
加	5.8	5.2	11.0	1.7	6.1	1.9	8.0	1.2	3.0
豪	4.6	6.6	11.2	1.7	2.1	2.7	4.9	0.7	6.3
中国	18.0	4.6	22.6	3.5	43.0	1.7	44.7	6.6	△22.1
日本	6.4	7.4	13.8	2.1	9.7	5.7	15.4	2.3	△1.6
世界計	344.8	297.4	642.2	100	487.2	192.8	680.0	100	△37.8

資料：The Office for National Statistics, “The Pink Book” 2019より作成

## 4. メイ前首相とジョンソン首相が EU と合意した BREXIT 案の対比

	メイ案(2018年11月)	ジョンソン案(2019年10月)
1. アイルランド国境での EU-UK 間のチェック	恒久的解決策に合意するまで、陸の国境でノーチェック	チェックを GB 島とアイルランド島の間の海上で実施
2. NI の関税	NI は、上記の間、EU の「関税同盟」に残留	NI を含む UK 独自の「関税領域」
3. GB の関税	GB も、上記の間、EU の「関税領域」	UK 独自の「関税領域」
4. 農産品・製品の基準	NI は EU 基準適用、UK は EU 基準に準拠	NI は EU 基準適用、UK 独自の裁量
5. 労働条件・環境基準等	競争条件を揃えるため、EU と同等の基準	UK 独自の裁量
6. 期待する EU との FTA	完全な FTA。EU 規則との整合を考慮	2017 年発効したカナダ EU の FTA がモデル
7. 域外第三国との FTA	サービス貿易のみ可能	UK 独自の裁量

NI, 北アイルランド; GB, イングランド+ウェールズ+スコットランド; UK, GB + NI

出典:The UK in a Changing Europe, 2019.12 (一部加筆)

EU と合意した離脱案について、とメイ前首相案とジョンソン首相案との最大の相違点は、「離脱後の北アイルランドとアイルランド共和国との国境管理を巡る問題の解決策」であり、その概要は上表の 1~3 の通り。

メイ首相が 2018 年 11 月、EU との間でまとめた離脱協定案では、「北アイルランドだけを EU の単一市場 & 関税同盟に残すバックストップ (安全策) を盛り込んだ案」により暫定合意した。この案は、「2020 年末の移行期間終了までに解決策が見つからなければ、イギリスを実質的に EU に部分残留させる暫定措置」で、その暫定期間中はアイルランド島での国境管理は必要なくなる。しかし、EU 残留に反対する勢力から『永遠に EU の支配下に残る措置』として猛反発を受け、国会で 3 度否決され、その結果、メイ首相は、2019 年 3 月、辞任した。

後任のジョンソン首相は、2019 年 10 月、EU に下記のような新たな提案を行い、合意を取り付けたことに成功したため事態は一変し、BREXIT に向けた流れが加速した。具体的には;

輸出について、イギリス領内のブリテン島から北アイルランドに渡る段階で関税を徴収し、もし当該物品が北アイルランドで消費された場合には、関税を還付する仕組みと採用することにより、北アイルランドとアイルランド間の国境管理を不要とするものである。また、輸入については、アイルランド共和国と北アイルランド間は完全にノーチェックとし、原産地証明は EU のものをそのまま使うと想定されている。北アイルランドのみに、EU 規則が一部、残存することになるため、北アイルランドの英国派のユニオニスト政党から反発があり、詳細は今後の交渉で詰めることになっている。

他方、アイルランド共和国と北アイルランド間の人の移動については、両国は歴史的に「共通旅行区域」(The Common Travel Area)に合意しており、両国民は、相互に自由な移動、労働、定住、福祉の権利を有している。また、両国とも、シェンゲン協定には加盟していないため、イギリスにとっては、他の EU 諸国から移動する人々の入国管理は、今まで通り、アイルランド共和国の入国管理でチェックするという仕組みを活用できると想定している。